⑵　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

⑶　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑷　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

10　「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第40条の４の２第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、同項第７号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第８号に規定する修繕若しくは模様替又は施行令第40条の５第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、同項第７号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第８号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士について、次により記載すること。

⑴　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。

⑵　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

⑶　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑷　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附　則

２１　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

２　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について同項第四号に規定する増改築等をした場合において、平成二十九年四月一日前に同条第一項第三号に定めるところにより増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるときについては、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百九十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第四項第六号及び第四十条の五第四項第六号の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第四百八十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第１号）別表第４に掲げる地域区分」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分」に改める。

ウ中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則５⑴」を「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）１⑴」に改める。

オ中「土間床等の断熱性」を「土間床等の外周部分の基礎の断熱性」に改める。

別表２中「土間床等の外周」を「土間床等の外周部分の基礎」に、「

0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	

」を「

0.52	0.62	0.98	0.98	0.98	

」に、「

0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	

」を「

1.38	1.60	2.36	2.36	2.36	

」に、「

0.37	0.37	0.53	0.53	0.53	

」を「

0.27	0.27	0.52	0.52	0.52

」に、「

0.53	0.53	0.76	0.76	0.76	

」を「

0.71	0.71	

」に、「

1.38	1.38	1.38	

」に改め、同表の１を次のように改める。

１　「熱貫流率」とは、内外の温度差１度の場合において１平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。

同表の３の次に次を加える。

４　土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表３中「土間床等の外周部」を「土間床等の外周部分の基礎」に改め、同表の２中「方法をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表３中「以下同じ。」を削り、同表の５中「鉄筋コンクリート造」の次に「等」を加え、同表の７中「土間床等の外周部」を「土間床等の外周部分の基礎」に改める。

附　則

１　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

２　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について同項第四号に規定する増改築等をした場合において、平成二十九年四月一日前に同条第一項第三号に定めるところにより増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるときについては、なお従前の例による。